

河合町地域防災計画

平成31年 4月

奈良県 河合町

目 次

第1編 総則編	1
第1章 本防災計画の概要	1
第1 計画の目的	1
第2 計画の構成及び概要	1
第3 計画の修正	2
第4 計画の周知徹底	2
第5 用語の定義	3
第2章 各機関の業務の大綱	4
第1 町	4
第2 県	5
第3 消防機関（奈良県広域消防組合 西和消防署）	6
第4 河合町消防団	6
第5 指定地方行政機関	7
第6 自衛隊（陸上自衛隊第4施設団）	10
第7 指定公共機関	10
第8 指定地方公共機関	11
第9 公共的な団体・機関	13
第3章 町の概要	15
第1 自然的条件	15
第2 社会的条件	18
第4章 災害の想定	19
第1 地震による災害	19
第2 一般災害	19
第3 災害の特性	19
第4 被害の想定	21
第5章 防災ビジョン	23
第1 災害に強く暮らしやすい“まち”づくり	23
第2 災害に強い“ひと”づくり	23
第3 災害に強い“しくみ”づくり	24
第2編 水害・土砂災害等対策編	25
第1章 災害予防計画	25
住民避難	25
第1節 避難行動計画	25
第1 指定緊急避難場所の指定	25
第2 避難施設への経路及び誘導方法	26
第3 指定緊急避難場所及び避難路の整備に関する事項	27
第4 避難の勧告又は指示をしゅうせいげんこう行う基準及び伝達方法	27
第5 住民への周知及び啓発	28
第6 防災上重要な施設における計画	28
第2節 避難生活計画	29
第1 指定避難所等の指定	29
第2 福祉避難所の指定	29

第3	指定避難所の整備	30
第4	指定避難所の情報の公表	31
第5	指定避難所の運営	31
第6	在宅被災者等への支援体制の整備	31
第7	指定避難所運営において具体的に定める事項	31
第3節	災害時における要配慮者の安全確保計画	34
第1	避難行動要支援者名簿	34
第2	避難行動要支援者支援体制の確保	36
第3	要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮	36
第4	要配慮者の避難後の留意点	37
第4節	帰宅困難者対策計画	39
第1	普及・啓発	39
第2	災害時帰宅困難者への支援対策	39
第3	池部駅、佐味田川駅、大輪田駅等における帰宅困難者避難対策	40
第5節	住宅応急対策予防計画	41
第1	町営住宅の活用体制の整備	41
第2	民間賃貸住宅の活用体制の整備	41
第3	応急仮設住宅の供給体制の整備	41
第4	広域的な住宅供給体制の整備	41
町民等の防災活動の促進		42
第6節	防災知識普及計画	42
第1	住民に対する防災知識の普及	42
第2	事業所等に対する防災知識の普及	42
第3	防災上重要な施設の管理者等の教育	43
第4	職員に対する防災知識の徹底	43
第5	学校等における防災教育	44
第7節	防災訓練計画	47
第1	訓練の考え方	47
第2	町が実施する訓練	47
第3	防災関係機関等が実施する訓練	48
第4	その他	48
第8節	自主防災組織の整備・育成計画	49
第1	自主防災組織に対する考え方	49
第2	自主防災組織の活動	49
第3	育成強化対策	50
第4	地区防災計画	50
第9節	企業防災の促進に関する計画	52
第1	災害時に企業が果たす役割	52
第2	事業所等における平常時の対策	52
第3	商工会等の役割	53
第4	事業所の自衛防災組織	53
第10節	消防団による地域防災体制の充実強化計画	55
第1	消防団の役割	55
第2	他の組織との関係	55
第3	消防団員数の確保	55
第4	消防団の充実強化	56

第11節	ボランティア活動支援環境整備計画	57
第1	災害救援専門ボランティア制度の運営	57
第2	その他の災害ボランティア活動の支援	57
	災害に強いまちづくり	59
第12節	まちの防災構造の強化計画	59
第1	安全・安心な都市づくりの推進	59
第2	地区別の防災の考え方	59
第3	防災施設の整備方針	60
第4	都市の再開発の推進	60
第13節	災害に強い道づくり	61
第1	道路施設等の整備	61
第2	連絡体制の整備	62
第3	危険物及び障害物の除去等に関する資機材の確保	62
第4	道路利用者等に対する防災知識の普及	62
第14節	緊急輸送道路の整備計画	63
第1	緊急輸送路ネットワークの設定	63
第2	緊急輸送路の整備	63
第3	震災時の応急点検体制等の整備	63
第4	緊急通行車両の事前届出	63
第5	輸送手段の確保体制	64
第6	交通規制・管理体制の整備	64
第15節	ライフライン施設の災害予防計画	65
第1	上水道	65
第2	下水道	65
第3	電力(関西電力株式会社)	66
第4	電信電話施設	70
第5	ガス	74
第16節	危険物施設災害予防計画	76
第1	危険物・毒物・劇物保管施設の災害予防	76
第2	火薬類施設	77
第3	放射線物質保管施設	77
	災害応急対策及び復旧への備え	78
第17節	防災体制の整備計画	78
第1	町の活動体制	78
第2	防災拠点の機能強化	78
第3	防災関係情報の共有化	78
第18節	航空防災体制の整備計画	79
第1	県消防防災ヘリコプター等の受入体制	79
第2	緊急ヘリポートの整備	79
第19節	通信体制の整備計画	80
第1	災害時非常通信体制の充実強化	80
第2	町防災行政無線の整備促進	80
第3	災害時優先携帯電話	80
第4	地域住民に対する通信連絡手段の整備	81
第5	緊急速報メール・登録メール	81
第6	公共情報コモンズ	81

第7	要配慮者への通信連絡手段の整備	81
第8	孤立地区への通信	81
第20節	孤立対策計画	82
第1	孤立対策	82
第2	孤立の未然防止対策	82
第21節	支援体制の整備計画	84
第22節	受援体制の整備計画	85
第23節	医療計画	86
第1	医療救護体制の整備	86
第2	精神障害者対策及びメンタルヘルス対策	87
第3	医療機関のネットワーク化	87
第4	傷病者等、医療救護スタッフ、医薬品等の搬送体制の確保	87
第5	後方医療体制の整備	87
第6	医療ボランティアの活用	87
第7	医薬品等の確保	88
第8	優先給水	88
第9	病院防災マニュアルの作成	88
第10	災害医療に関する普及・啓発、教育研修、訓練の実施	88
第11	保健師等による健康管理・健康相談の実施	88
第12	在宅難病患者対策	89
第24節	防疫予防計画	90
第1	防疫実施組織の設置	90
第2	防疫・保健衛生用資機材等の整備	90
第3	職員の訓練	90
第25節	火葬場等の確保計画	91
第1	火葬データベースの整理	91
第2	応援協力体制の確立	91
第26節	廃棄物処理計画	92
第1	災害廃棄物処理計画による整備体制	92
第2	災害時の相互協力体制の構築	92
第3	廃棄物処理施設等の整備等	92
第27節	食料、生活必需品及び資機材の確保計画	93
第1	住民の備蓄	93
第2	自治会、自主防災組織等の備蓄	93
第3	町の備蓄	93
第4	報告	94
第5	食料等の備蓄率の向上	94
第28節	文化財災害予防計画	95
第1	基本計画	95
第2	文化財種別対策	95
第29節	応援協定計画	96
風害予防計画		98
第30節	風害予防計画	98
第1	台風・竜巻等に関する知識の普及・啓発	98
第2	竜巻発生に関する情報を含む竜巻災害情報の伝達	99
第3	建造物の被害軽減策	99

地盤災害予防計画	101
第31節 土砂災害予防計画	101
第1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域における警戒避難体制の整備及び周知	101
第2 大規模土砂災害防止対策	102
第4 地すべり防止区域（危険箇所）	102
第5 急傾斜地崩壊危険区域（危険箇所）の把握	102
第6 土石流危険渓流（土石流危険渓流に準ずる渓流）の把握	103
第7 専門知識者の助言	103
第32節 ため池災害予防計画	104
第1 予防対策	104
第2 周知及び広報	104
第33節 宅地等災害予防計画	105
第1 宅地の安全性の向上	105
第2 二次災害の軽減・防止対策	105
第3 災害危険住宅の移転計画	105
火災関係予防計画	106
第34節 火災予防計画	106
第1 出火防止・初期消火	106
第2 消防力の強化	106
第3 火災に強い環境づくり	106
第35節 林野火災予防計画	107
第1 林野火災に強い地域づくり	107
第2 活動体制の整備	108
原子力災害予防計画	109
第36節 原子力災害予防計画	109
第1 情報収集及び連絡等体制の整備	109
第2 県外からの避難者の受入れ	109
鉄道災害予防計画	110
第37節 鉄道災害予防計画	110
第1 近畿日本鉄道株式会社	110
第2章 災害応急対策計画	111
住民避難	111
第1節 避難行動計画	111
第1 避難準備情報の提供、避難の勧告又は指示の実施	111
第2 町民等の避難行動	114
第3 避難の誘導	115
第4 警戒区域の設定	116
第5 応急公用負担等	118
第6 当該応急措置の業務への従事	119
第2節 避難生活計画	121
第1 指定避難所等の設置	121
第2 在宅被災者等への支援	125
第3節 要配慮者支援計画	126
第1 避難行動要支援者の避難行動支援	126

第2	要配慮者への支援	126
第3	社会福祉施設入所者等に対する安全確保対策	127
第4	外国人に対する安全確保対策	128
第5	情報の伝達・広報	128
第6	災害情報等の周知	129
第7	避難誘導	129
第8	安否確認	129
第9	被災状況の取りまとめ	129
第10	被災者に対する応急的処遇	129
第4節	帰宅困難者収容計画	130
第1	発災直後の対応	130
第2	帰宅困難者への情報提供	130
第3	一時滞在施設の開設	130
第4	駅・バスターミナルの帰宅困難者対策	130
第5節	住宅応急対策計画	131
第1	応急住宅の確保	131
第2	住宅の応急修理	132
第3	災害公営住宅	132
発災時の対応		134
第6節	活動体制計画	134
第1	災害対策本部等の設置	134
第2	町防災会議	135
第3	町の各防災体制	135
第4	災害対策本部会議の組織構成と運営方針	136
第7節	災害情報の収集・伝達計画	141
第1	気象情報の伝達計画	141
第2	気象等予警報、地震情報等の受領経路	145
第3	水防情報の収集	145
第4	災害情報の伝達	145
第5	早期災害情報収集の計画	147
第6	災害状況の調査・報告計画	148
第7	企画・総務班から県防災統括室への報告	151
第8	町各事業担当課から県各事業担当課への報告	151
第9	被災者の安否情報	151
第8節	ヘリコプター等の派遣要請及び受入計画	153
第1	県消防防災ヘリコプター派遣要請	153
第2	自衛隊へのヘリコプター派遣要請	153
第3	警察へのヘリコプター派遣要請	154
第4	町の受入体制	154
第5	離着陸不能の条件	154
第6	輸送ルートの確保	154
第9節	通信運用計画	155
第1	通信手段	155
第2	応急復旧	155
第10節	広報計画	156
第1	広報活動	156
第2	広聴活動	157

第3	ライフライン関係機関（電気、ガス、上水道、下水道、電気通信業者）	157
第4	公共交通機関	158
第5	記録写真の撮影、収集並びに記録動画等の作成	158
第11節	支援実施計画	159
第1	被災地への人的支援	159
第2	町内への避難者受入れ	159
第3	物的支援	159
第4	災害救援対策本部の設置	159
第12節	支援受入(受援)計画	160
第1	各機関への派遣要請計画	160
第2	市町村の相互協力	166
第3	災害時における事務の委託の手続の特例	167
第13節	人員確保計画	168
第1	実施責任者	168
第2	人員の確保	168
第3	人員の配分	168
第4	応援受入体制の整備	168
第14節	公共土木施設の初動応急対策計画	169
第1	被災直後の県・国等との連携	169
第2	県による情報提供	169
第15節	ライフライン施設応急対策計画	170
第1	上水道対策	170
第2	下水道対策	170
第3	電力（関西電力株式会社）	171
第4	電信電話施設	175
第5	ガス	180
第16節	危険物施設等応急対策計画	183
第1	危険物施設対策	183
第2	火薬類施設災害応急対策	183
第3	毒物・劇物保管施設災害応急対策	184
第4	放射線物質保管施設災害応急対策	184
救助・医療活動計画		185
第17節	救急、救助活動計画	185
第18節	医療救護計画	187
第1	対象者	187
第2	救護・助産体制	187
第3	臨時の医療施設に関する特例	188
第4	傷病者等、医療救護スタッフ、医薬品等の搬送	188
第5	後方医療体制	189
第6	医薬品等の供給	189
第7	精神障害者対策及びメンタルヘルス対策	189
第8	保健所等による健康管理	189
第9	在宅難病患者に関する活動	189
緊急輸送計画		190
第19節	緊急輸送計画	190
第1	緊急輸送の範囲	190

第2	輸送力の確保	190
第3	緊急輸送体制の確立	191
第4	緊急車両の通行ルート確保のための放置車両対策	191
第20節	災害警備・交通規制計画	192
第1	災害警備	192
第2	輸送対象	192
第3	輸送順位	192
第4	車両の確保	193
第5	道路の確保	193
第6	交通規制	193
物資供給計画		195
第21節	食料、生活必需品の供給計画	195
第1	食料供給計画	195
第2	生活必需品供給計画	196
第3	救援物資対応計画	197
第22節	給水計画	198
第1	給水対策	198
第2	給水の実施	198
保健・衛生計画		200
第23節	防疫、保健衛生計画	200
第1	被災地の防疫・保健衛生	200
第2	愛玩動物の収容対策	201
第24節	遺体の火葬等計画	202
第1	遺体の収容・確認	202
第2	遺体の火葬等の実施	203
第25節	廃棄物の処理及び清掃計画	204
第1	がれき等の処理	204
第2	ごみ・し尿処理	205
第3	障害物の除去計画	205
第4	生活ごみの処理	206
第5	廃棄物処理施設の復旧	206
支援受入計画		207
第26節	ボランティア活動支援計画	207
第1	災害ボランティアセンターの設置	207
第2	ボランティア・NPOの受入れ対応	207
第3	支援環境の整備	208
第4	専門職ボランティアの確保	208
第27節	海外からの支援受入計画	209
第1	基本方針	209
第2	救援物資の受入れ	209
第3	救援隊の受入れ	209
第28節	救助法適用計画	210
第1	被害認定	210
第2	適用基準	210
第3	災害報告	211

教育施設等計画	212
第 29 節 文教・保育対策計画	212
第 1 教育施設等の災害応急対応	212
第 2 災害時の教育	213
第 30 節 文化財災害応急対策計画	214
第 1 災害状況の把握	214
第 2 被害状況の調査と応急措置	214
第 3 復旧対策	214
第 4 大規模災害における応急対策	214
風害応急対策計画	215
第 31 節 風害応急活動計画	215
第 1 町民等の身体の安全確保に向けた行動	215
第 2 情報収集方法	215
第 3 異常現象発見の際の手続（災対法第 54 条）	215
第 4 町長が発表する警報の伝達及び警告（災対法第 56 条）	216
第 5 被害調査	216
第 6 情報の取りまとめ、報告	216
第 7 被災者支援の在り方	218
地盤災害応急対策計画	219
第 32 節 土砂災害応急対策計画	219
第 1 応急措置	219
第 2 応急復旧	219
第 3 二次災害の防止活動	220
第 33 節 大規模土砂災害応急対策計画	221
第 1 土砂災害防止法に基づく緊急調査の実施及び土砂災害緊急情報の通知・周知	221
第 2 緊急工事	221
第 34 節 被災宅地危険度判定に関する計画	222
第 35 節 ため池災害応急計画	224
第 1 計画方針	224
第 2 町が実施する対策	224
第 3 関係機関が実施する対策	224
消火活動計画	225
第 36 節 消火活動計画	225
第 1 出火防止・初期消火	225
第 2 消防活動	225
第 37 節 林野火災・突発災害応急対策計画	226
第 1 出火の発見・通報	226
第 2 林野火災の防御	226
第 3 消火・救出活動	227
第 4 避難・誘導	228
第 5 広域応援等の要請	228
第 6 鎮火後の措置	228
鉄道災害応急対策計画	229
第 38 節 鉄道災害応急対策計画	229
第 1 連絡先	229

第2	近畿日本鉄道株式会社	229
第3章	災害復旧・復興計画	230
第1節	公共施設の災害復旧計画	230
第2節	被災者の生活確保計画	232
第1	被災者台帳の作成及び罹災証明等の発行	232
第2	被災者生活再建支援金	234
第3	援助資金の貸付け等	235
第4	災害公営住宅の供給	237
第5	職業の斡旋	237
第6	郵便事業における措置	237
第7	その他	237
第3節	被災中小企業の振興計画	238
第4節	農林業者への融資計画	239
第1	農業災害に対する融資制度	239
第2	林業災害に対する融資制度	239
第5節	義援金の受入れ・配分等に関する計画	240
第1	県、日本赤十字社奈良県支部等	240
第2	町に対する義援金の受入れ及び配分	240
第3	町外被災地に対する義援金の受入れ及び配分	240
第6節	激甚災害の指定に関する計画	241
第7節	災害復興計画	242
第1	復興計画の策定	242
第2	復興対策体制の整備	242
第3	大規模災害からの復興に関する法律	243
第3編	震災対策編	244
第1章	災害予防計画	244
	住民避難	244
第1節	避難行動計画	244
第2節	避難生活計画	244
1	災害時協力用地制度の検討	244
2	野営施設の確保と供給	244
第3節	災害時における要配慮者の安全確保計画	245
第4節	帰宅困難者対策計画	246
第1	震災時帰宅困難者数の想定	246
第5節	住宅応急対策予防計画	247
	町民等の防災活動の促進	247
第6節	防災知識普及計画	247
第7節	防災訓練計画	247
第8節	自主防災組織の整備・育成計画	248
第1	自主防災組織の活動	248
第9節	企業防災の促進に関する計画	250

第10節	消防団による地域防災体制の充実強化計画	250
第11節	ボランティア活動支援環境整備計画	250
	災害に強いまちづくり	251
第12節	まちの防災構造の強化計画	251
第1	震災に備えた計画的なまちづくり	251
第2	震災に備えた取組	251
第3	防災空間の整備拡大	253
第4	橋梁の整備	253
第5	河川管理施設	253
第13節	建築物等災害予防計画	254
第1	熊本地震の教訓を生かした耐震化の促進	254
第2	町有建築物の耐震性の確保	254
第3	民間建築物等の耐震診断・改修の促進	254
第4	液状化災害予防対策	256
第5	文化財建造物等の耐震性向上対策	256
第6	コンピュータの安全対策	257
第7	その他	257
第8	被災建築物応急危険度判定実施体制の整備	257
第14節	災害に強い道づくり	258
第1	連絡体制の整備	258
第15節	緊急輸送道路の整備計画	258
第16節	ライフライン施設の災害予防計画	259
第1	上水道	259
第2	下水道	259
第3	電力（関西電力株式会社）	260
第4	電信電話施設	263
第5	ガス	267
第6	鉄道	268
第7	ライフライン共同収容施設等	269
第17節	危険物施設等災害予防計画	270
第18節	水害予防計画	270
第19節	地盤災害予防計画	271
第20節	地震火災予防計画	271
第1	火災拡大要因の除去	271
	災害応急対策及び復旧への備え	272
第21節	防災体制の整備計画	272
第22節	航空防災体制の整備計画	272
第23節	通信体制の整備計画	272
第24節	支援体制の整備	272
第25節	受援体制の整備	273
第26節	医療計画	273
第27節	防疫予防計画	274

第 28 節	火葬場等の確保計画	274
第 29 節	廃棄物処理計画	275
第 30 節	食料生活必需品の確保計画	275
第 31 節	文化財災害予防計画	275
第 32 節	応援協定計画	276
第 33 節	原子力災害予防計画	276
第 2 章	災害応急対策計画	277
	住民避難	277
第 1 節	避難行動計画	277
第 1	地震災害等における避難開始の時期	277
第 2	地震災害等における避難時の原則	277
第 2 節	避難生活計画	278
第 3 節	要配慮者支援計画	278
第 4 節	帰宅困難者収容計画	279
第 5 節	住宅応急対策計画	279
	発災時の対応	280
第 6 節	活動体制計画	280
第 1	災害対策本部設置	280
第 2	町防災会議	281
第 3	町の防災体制	281
第 4	災害対策本部会議の組織構成と運営方針	282
第 7 節	災害情報の収集・伝達計画	287
第 1	地震情報の伝達計画	287
第 8 節	ヘリコプター等の派遣要請及び受入計画	292
第 9 節	通信運用計画	292
第 10 節	広報計画	292
第 11 節	支援実施計画	293
第 12 節	支援受入（受援）計画	293
第 13 節	人員確保計画	293
第 14 節	公共土木施設の初動応急対策計画	293
第 15 節	建築物の応急対策計画	294
第 1	被災建築物応急危険度判定	294
第 2	被災宅地の応急危険度判定	294
第 16 節	公園・緑地の応急対策計画	295
第 1	公園、緑地	295
第 17 節	道路等の災害応急対策計画	296
第 1	被害状況の把握と情報発信	296
第 2	河川管理施設	296
第 3	ため池	296

第18節	ライフライン施設の災害応急対策計画	298
第1	上水道	298
第2	下水道対策	298
第3	電力（関西電力株式会社）	299
第4	電信電話施設	303
第5	ガス	308
第6	鉄道	310
第19節	危険物施設等災害応急対策計画	314
第20節	地盤災害応急対策計画	314
第21節	消火活動計画	314
	救助・医療活動計画	314
第22節	救急、救助活動計画	314
第23節	医療救護計画	315
	緊急輸送計画	315
第24節	緊急輸送計画	315
第25節	災害警備、交通規制計画	315
	物資供給計画	316
第26節	食料、生活必需品の供給計画	316
第27節	給水計画	316
	保健・衛生計画	316
第28節	防疫、保健衛生計画	316
第29節	遺体の火葬等計画	316
第30節	廃棄物の処理及び清掃計画	317
	支援受入計画	317
第31節	ボランティア活動支援計画	317
第32節	海外からの支援受入計画	317
第33節	救助法適用計画	317
	教育施設等計画	318
第34節	文教・保育対策計画	318
第35節	文化財災害応急対策計画	318
第3章	災害復旧・復興計画	319
第1節	公共施設の災害復旧計画	319
第2節	被災者の生活確保計画	319
第3節	被災中小企業の振興計画	319
第4節	農林業者への融資計画	319
第5節	義援金の受入れ・配分等に関する計画	320
第6節	激甚災害の指定に関する計画	320
第7節	震災復興計画	320

第4章	南海トラフ巨大地震防災対策推進計画	321
第1節	総則	321
第1	計画の目的	321
第2	基本的な考え方	321
第3	防災関係機関が行う事務又は業務の大綱	322
第2節	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	323
第3節	防災訓練計画等	324
第1	防災訓練計画	324
第2	公共施設における防災対策の充実	324
第4節	地震防災上必要な防災知識の普及計画	325
第1	町職員に対する防災知識の普及	325
第2	学校における防災教育	325
第3	町民に対する防災教育	326
第4	防災上重要な施設管理者に対する防災知識の普及	326
第5節	地域防災力の向上に関する計画	327
第1	自主防災組織の災害対応能力の向上	327
第2	事業所等の災害対応能力の向上	327
第6節	広域かつ甚大な被害への備え	329
第1	建築物の耐震性の確保	329
第2	町有建築物の耐震性の確保	329
第3	民間建築物等の耐震診断・改修の促進	329
第4	液状化対策	330
第5	時間差発生による災害の拡大防止	331
第6	帰宅困難者対策	331
第7	文化財保護対策	332
第7節	地震発生時の応急対策等	333
第1	災害対策本部等の設置	333
第2	地震発生時の応急対策	334
第3	被災者の安否情報	338
第8節	消火活動計画	340
第1	出火防止・初期消火	340
第2	消防活動	340
第3	他都道府県からの応援体制	340
第4	救急・救助活動	341
第9節	医療救護計画	342
第1	医療救護活動	342
第2	傷病者等、医療救護スタッフ、医薬品等の搬送	342
第3	後方医療体制	343
第4	医薬品等の供給	343
第5	精神障害者対策及びメンタルヘルス対策	343
第6	保健所等による健康管理	343
第7	在宅難病患者に関する活動	343
第8	精神障害者及びメンタルヘルスに関する活動	343
第10節	緊急輸送計画	344
第1	計画の基本方針	344
第2	輸送力の確保	344

第11節	防疫、保健衛生計画	346
第1	防疫体制	346
第2	食品衛生対策	346
第3	防疫・保健衛生用資機材の調達等	346
第4	生活衛生対策	346
第12節	支援・受援体制の整備	347
第1	相互応援体制の整備	347
第2	支援体制の整備	347
第3	受援体制の整備	347
第4	ボランティア等の活動体制	347
第13節	広域避難対策	348
第14節	物資等の確保	349
第1	町民、町、県の役割分担	349
第2	平常時の物資調達	349
第3	平常時の報告	350
第4	食料備蓄率の向上	350